

平成31年 4 月八戸市議会臨時会

提 出 議 案

4 月市議会臨時会に付議すべき事件

議案第65号	八戸市新美術館建築本棟工事請負契約の締結について -----	3
議案第66号	八戸市新美術館電気設備工事請負契約の締結について -----	5
議案第67号	八戸市新美術館機械設備工事請負契約の締結について -----	7
議案第68号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて ----- (八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分)	9
議案第69号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて ----- (東部終末処理場高圧電気棟(建築本棟)整備工事請負の一部変更契約の締結の処分)	15
議案第70号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて ----- (東部終末処理場高圧電気棟(電気設備)他整備工事請負の一部変更契約の締結の処分)	17
議案第71号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて ----- (指定管理者を指定することの処分)	19

議案第65号

八戸市新美術館建築本棟工事請負契約の締結について
八戸市新美術館建築本棟工事について、別紙のように請負契約を締結する。

平成31年4月5日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市新美術館建築本棟工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字番町10番地4外
- 2 契約額 2,091,852,000円
- 3 期 間 契約締結の翌日から540日間
- 4 契約者 鴻池組・田名部組・東復建設特定建設工事共同企業体
代表者
宮城県仙台市青葉区中央二丁目9番27号
株式会社鴻池組東北支店
常務執行役員支店長 加 藤 康
構成員
八戸市石堂二丁目11番21号
株式会社田名部組
代表取締役 田名部 智 之
構成員
八戸市大字売市字右水門下2番地1
東復建設株式会社
代表取締役 山 田 慶 次
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第66号

八戸市新美術館電気設備工事請負契約の締結について
八戸市新美術館電気設備工事について、別紙のように請負契約を締結する。

平成31年4月5日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市新美術館電気設備工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字番町10番地 4 外
- 2 契約額 349,920,000円
- 3 期 間 契約締結の翌日から540日間
- 4 契約者 ユアテック・溝口電気特定建設工事共同企業体
代表者
八戸市大字河原木字高館前67番地 1
株式会社ユアテック八戸営業所
所長 永 倉 浩
構成員
八戸市江陽五丁目 4 番28号
株式会社溝口電気
代表取締役 溝 口 秀 秋
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第67号

八戸市新美術館機械設備工事請負契約の締結について
八戸市新美術館機械設備工事について、別紙のように請負契約を締結する。

平成31年4月5日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

八戸市新美術館機械設備工事の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字番町10番地4外
- 2 契約額 646,920,000円
- 3 期 間 契約締結の翌日から540日間
- 4 契約者 ダイダン・サカモト・葵特定建設工事共同企業体
代表者
青森市本町二丁目4番10号 田沼ビル4階
ダイダン株式会社青森営業所
所長 深 沢 高 一
構成員
八戸市小中野二丁目4番12号
株式会社サカモトアクエア
代表取締役 坂 本 憲 昭
構成員
八戸市大字市川町字菅谷地103番地1
株式会社葵工業
代表取締役 齋 藤 貴 之
- 5 その他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第68号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成31年4月5日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税における特別特定取得をした場合の住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長、寄附金税額控除の特例控除の対象の見直しに係る規定の整備その他所要の改正をすることを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第9号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分について

八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

平成31年3月29日

八戸市長 小 林 眞

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条の6第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第5条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第7条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第7条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第8条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第8条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12

条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第14条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第14条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第14条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円

	5,000円	3,800円
--	--------	--------

附則第14条第7項を同条第4項とする。

附則第14条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第20条第4項中「仮換地等に係る」を「特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に対応する」を「特定仮換地等に対応する」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第21条の6の改正規定並びに附則第5条の4、第7条及び第7条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の八戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第21条の6並びに附則第5条の4及び第7条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第21条の6第1項及び附則第7条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第7条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は八戸市市税条例の一部

		<p>を改正する条例（平成31年八戸市条例第15号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の八戸市市税条例附則第7条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付</p>
--	--	--

4 新条例附則第7条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第69号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成31年4月5日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した東部終末処理場高圧電気棟（建築本棟）整備工事について、設計変更により期間を変更することを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第4号

東部終末処理場高圧電気棟（建築本棟）整備工事請負の一部変更契約の締結の処分について

東部終末処理場高圧電気棟（建築本棟）整備工事の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

平成31年3月25日

八戸市長 小林 眞

期間「契約締結の翌日から平成31年3月31日まで」を「契約締結の翌日から平成31年11月30日まで」に変更する。

議案第70号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成31年4月5日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した東部終末処理場高圧電気棟（電気設備）他整備工事について、設計変更により期間を変更することを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第5号

東部終末処理場高圧電気棟（電気設備）他整備工事請負の一部変更契約の締結の処分について

東部終末処理場高圧電気棟（電気設備）他整備工事の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

平成31年3月25日

八戸市長 小林 眞

期間「契約締結の翌日から平成31年3月31日まで」を「契約締結の翌日から平成32年2月28日まで」に変更する。

議案第71号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて
地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成31年4月5日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により史跡根城の広場の管理を行う指定管理者を指定することを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第10号

指定管理者を指定することの処分について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、別紙のとおり史跡根城の広場の管理を行う指定管理者を指定することを同法第179条第1項の規定により処分する。

平成31年4月1日

八戸市長 小 林 眞

1 公の施設の名称

八戸市史跡根城の広場

2 指定管理者

八戸市一番町一丁目9番地22

一般財団法人V I S I Tはちのへ

理事長 塚 原 隆 市

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで